

第3条 製造物責任

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

1 本条の趣旨

本条は、製造業者等が負う製造物責任の責任根拠規定であり、故意又は過失を責任要件とする不法行為(民法第709条)の特則として、欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものである。本条に基づいて製造業者等が責任を負うこととされる具体的な要件としては、当該製造業者等が製造物を自ら引き渡した事、欠陥の存在、他人の生命、身体又は財産の侵害、損害の発生(拡大損害が発生していない場合の製造物自体の損害を除く。)、欠陥と損害との間の因果関係を明らかにすることが求められる。

(参考条文) 民法

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 製造物責任導入の意義

我が国における製造物責任関連裁判例は、戦後、製造物責任法施行前に公表されているものだけで約160件程度と考えられるが、これらのものをみると、およそ次のような特徴がある。

- ① 医薬品の副作用等の場合は予見可能性の有無が焦点になりやすいため、製造業者の研究開発過程等行為に係る側面が争点となることが多いが、自動車、機械、ガス器具等の製品では製造業者の予見可能性や結果回避義務違反が正面から争われている例はそれほど多くなく、過失の前提としての欠陥の有無が争われていることが多い。
- ② 被害の発生に関する予見可能性や結果回避義務が抽象化かつ客観化されており、注意義務の履行における製造業者等の固有の事情等は問題とされていない。
- ③ 製品の属性等によって製造業者等に指定される注意義務の水準は異なるが、製造業者等に高度な注意義務が課されている例が多い。

このため、裁判実務からみた場合は、製造物責任を採用した場合と同水準の消費者保護は当時既に達成されており、責任要件を過失から欠陥に変更しても法律的には積極的な意味が乏しいとの指摘もなし得るところではあったが、裁判例の動向からみると、責任要件を法律上過失から欠陥へと変更することについては、次のような意義があると考えられた。

- i 製造業者等の行為ではなく、製品の性状に焦点を当てるものであることから、訴訟における証明事項の拡散を防ぎ、争点を単純化・明確化することができる。その結果、審理の迅速化に資することになる。
- ii 我が国の製造物責任関連の公表裁判例を見ると、製造業者に相当高度な注意義務が指定される等、実際には欠陥責任を採用した場合と同様な判断がなされていると考えられるが、なお、判決の水準にはバラつきがあるとの指摘もあり、新たに欠陥という製品の客観的性状を要件とすることにより、製造業者の注意義務の水準に係る「バラつき」を小さくし、法的安定性を高めるという効果も期待できる。

また、過失責任に関するこれまでの裁判例の実務を実体法に取り込むことにより、欠陥責任を法律上明文化することは、国民にとって分かりやすい制度という観点からも好ましく、また、裁判外における紛争処理の際にも欠陥責任が一種の規範としても機能することが期待できると考えられる。

(参考1) 契約不適合責任（債務不履行責任）の場合の立証責任

債務不履行責任については、買主は売主の帰責事由を証明する必要はなく、売主は自己に帰責事由がなかったことの立証責任を負うと解されているが、買主側に生じた拡大損害については、買主は売主に課せられる具体的な注意義務を特定し、義務違反の事実を主張・立証しなければならないとされている（最二小判昭和56年2月16日民集35巻1号56頁）。買主と売主、契約当事者間でのみ主張される損害賠償責任であり、契約関係の及ばない第三者が、契約不適合責任（債務不履行責任）に基づいて損害賠償責任を追究することはできない。

3 製造物責任の要件

(1) 「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって」

本法第2条第3項の定義に該当する製造業者等が、自ら当該損害賠償の請求原因に係る事故を生じさせた欠陥がある製造物を製造し、加工し、若しくは輸入し、又は当該製造物に第2条第3項第2号・第3号に当たるような表示をしたことが要件とされる。

(2) 「その引き渡したもの」

「引き渡し」は、自らの意思に基づいて占有を移転させることをいう。有償無償は問われない。「引き渡し」の相手としては、例えば、部品製造業者の場合であれば最終製品の製造業者等が含まれ、必ずしも第1次卸売業者には限られない。他方、自らの意思によって引き渡した製造物の欠陥に責任要件が限定されるため、例えば、製造業者等の倉庫から盗まれた製造物の欠陥により生じた損害について製造業者等が責任を負わされることはない。

すなわち、本法では、欠陥ある製造物を引き渡したことを帰責根拠としており、このため、工場等から盗まれて、製造業者の意思に関係なく流通に置かれたものについては、製造業者等が引き渡したものに当たらないことから、製造物責任法の対象とならない。

(3) 「欠陥」

製造物が、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、通常有すべき安全性を欠いていることをいう（第2条第2項）。安全性を欠いているとは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮した上で、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある状態をいい、当該製造物の使用者のみならず、使用者以外の第三者に対する危害も含まれる。個々の製造物の欠陥の有無の判断に際しては、当該製造物に係る諸事情が総合的に考慮されることになることについては前述した。

製造業者等に欠陥を要件とする賠償責任を負わせるためには、製造業者等が製造物を引き渡したとき、すなわち製造業者等の支配を離れた時点で当該製造物に欠陥が存在していたことが必要である。

(4) 「他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」

本法における保護法益は、人の生命、身体又は財産である。

精神的損害については、欠陥製品事故において、生命、身体又は財産に対する侵害を伴わないで精神的損害のみが発生することはおよそ考え難いが、理論的には、他人の生命、身体又は財産を侵

害することなく精神的損害のみが発生したという場合には、本法に基づく賠償請求権は生じないと解される。

(5) 欠陥と損害の間の因果関係

製造物の欠陥に起因する損害についての賠償責任を製造業者等に対して追及するためには、製造物の欠陥によって当該損害が生じたといえること、すなわち欠陥と損害の間に相当因果関係が存在すること（民法第416条の類推適用）が必要である。

(参考2) 製造物責任法に基づく請求の主体について判断した裁判例

○ 東京高判平成 25 年 2 月 13 日 (判時 2208 号 46 頁、ヘリコプターエンジン停止墜落事件)

[事案の概要]

自衛隊の対戦車ヘリコプターがホバリング中にエンジン出力を失って墜落し、機体下部等を損壊して乗員 2 名が重傷を負った事故につき、本件エンジンにはサファイア脱落によるエンジン出力低下という欠陥があったなどとして、国が同エンジンの製造業者に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。

[争点]

製造物責任に基づく損害賠償請求の請求主体（国等のいわゆる消費者以外の者であっても請求主体となることができるか。）

[裁判所による判断の概要]

①法はあえて損害賠償請求の主体を「消費者」や「自然人」に限定していないが、それは製品事故の被害者が消費者に限られないことや、消費者損害と企業損害を区別することが困難であること等が考慮されたものであると考えられること、②そのように限定を付していないことのほか「欠陥」や「因果関係」の推定規定を設けていないこと等に照らすと、消費者保護の観点だけではなく、従来の不法行為法の原則及び秩序を必要最小限の限度で修正するにとどめるということも重視しているものと解されるところ、元々国が加害者に対して不法行為責任を追及することは何ら制限されていないこと、③法第 1 条の規定は、製品事故が発生した場合に被害者の属性を問わずに広く被害者を保護することによって製造業者等に安全対策を推進させ、それにより更なる製品事故を防ぎ、その結果、国民生活の安定向上等が達成されることとなることを意味するものと解されること等の理由から、国は製造物責任法第 3 条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得る。

(参考3) 「他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」について判断した裁判例

○ 大阪高判平成 17 年 10 月 14 日 (無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件)

[事案の概要]

健康食品製造販売会社 (Y) 製造の本件各製品を通信販売で購入した者ら (Xら) が、同製品には、食品衛生法第 6 条により食品への添加が認められていないエトキシキンが含まれていたとして、Y に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。

[争点]

精神的苦痛のみが生じている場合に製造物責任法第 3 条にいう「身体…を侵害したとき」に該当すると評価されるべきか。

[裁判所による判断の概要]

製造業者が製造物責任を負うためには、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、

身体又は財産を侵害したことを要するところ、エトキシキンを混入している本件各製品の摂取により本件購入者らに発がんなどの危険性が生じたとは認められず、同人らの身体を侵害した事実は認められないから、Xらの生命、身体又は財産を侵害したと認めることはできない。

また、Xらは、被害者としては精神的苦痛を受けただけでも身体が侵害されたことになり、製造物責任が発生する旨主張する。しかし、単に精神的苦痛が発生したというだけでは、製造物責任法第3条にいう身体の侵害があったとはいえない。

よって、Xらの、Yが製造物責任を負うとの主張は、認めることができない。

(参考4) 「引き渡した」について判断した裁判例

○ 東京高判平成26年1月29日(判時2230号30頁、エスカレーターからの転落事件)

[事案の概要] [争点] [裁判所による判断の概要]

共通して第2条 I 4の(参考1)に記載。

4 主張・証明責任

(1) 一般原則

本法では、製造物の欠陥を原因とする損害賠償を請求する場合の証明責任については、第3条本文によって定まることとなり、損害賠償を請求する者において、上記の要件を証明する責任を負うのが原則である。

現行の不法行為制度の下においても、損害賠償を請求する者において、過失、損害の発生、過失と損害との間の因果関係を証明する責任を負うものとされており、製造物責任の場合には、要件が「過失」から「欠陥」に変更されているが、証明責任の原則そのものは変更されていないことになる。

(2) 推定規定の採否

本法制定の過程では、推定規定を設けたり、上記の要件のうち一部の証明責任を被告側に分配したりして証明責任の原則を変更すべきであるという主張もなされたが、不法行為制度全体との整合性、証明の負担・程度・手段、証拠との距離、立法技術、裁判実務等様々な視点から捉えても、製造物責任についてのみ証明責任の原則を変更すべき合理的理由は見出し難いとされた。

製造物責任法施行前の裁判実務でも、製造物による事故が起こった場合、その製造物の種類、欠陥の態様、製造後事故発生までの期間、製造物の使用状況、証拠の距離等の諸般の事情を裁判所が総合的に考慮して、個々の事案に則して、欠陥や因果関係の存在、欠陥の存在時期が認定されていた。これらの認定に当たっては、事実上の推定等が事案に応じて活用されており、事案に則して公平の観点から被害者の証明負担の軽減が図られている。

また、推定規定については、法律上以下のような問題点が存在することにも留意する必要がある。

- ① 製品の類型は様々であり、個々の製品の特性、事故の態様等、個別の事案ごとの相違を捨象して、法律上一律に特定の事実から法律効果の発生をもたらす事実を推定することは、被害者の証明負担の軽減という本来の目的を超えて、本来責任のないところに責任を創り出してしまふおそれがあること。
- ② 事案ごとの個別性・多様性にかかわらず、一般的に欠陥、因果関係等の存在を推定することを根拠付けるだけの普遍的な経験則は存在しない。このような事実を考慮せずにあえて推定規定を設けた場合は、不法行為一般の体系に混乱を生じさせかねないこと。
- ③ 被害者側の証明負担については、個々の事案の内容に則し事実上の推定の活用によって適正かつ公平な証明負担の軽減が実務上期待し得るし、現在の裁判実務でも同様の処理がなされ

ていること。

- ④ 各種立法提案に見られる推定規定における前提事実は、例えば「適正な使用をしていたこと」という主観的な評価に関わる概念であることから客観性に乏しく、このような曖昧な概念によって欠陥、因果関係等の存在の有無という重要な法律効果を生じさせることは妥当でないこと。
- ⑤ 欠陥や因果関係に係る推定規定は、諸外国においても採用されていないし、EC指令は、欠陥及び因果関係については被害者が証明責任を負う旨の明文の規定（第4条）まで置いていること。

こうした点を総合的に勘案し、本法では欠陥、欠陥と損害との因果関係、欠陥の存在時期に関する推定規定を設けていない。

(参考5) 被害者の証明負担の軽減が図られていると考えられる裁判例

i 仙台高判平成22年4月22日(裁判所ウェブサイト、携帯電話低温やけど事件)

[事案の概要]

携帯電話をコタツの中でズボン前面ポケット内に入れて使用していた男性(X)が、同携帯電話機の欠陥により左大腿部に熱傷を負ったとして、携帯電話製造会社に対して製造物責任等に基づき損害賠償を求めた事案。

[争点]

本件携帯電話について、通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証として足りるか。

[裁判所による判断の概要]

本件において、Xは平成15年5月20日午後8時30分から午後11時頃までの間(本件時間帯)において、そのズボン前面左側ポケットに本件携帯電話を入れ、被害部位であるXの左大腿部と接触する状況にあったこと、本件携帯電話の位置、形状と本件熱傷の位置、形状はほぼ一致すること、本件熱傷は低温熱傷であること、本件携帯電話の温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続すること、すなわち低温熱傷をもたらす程度に発熱する状態(異常発熱)になることは十分あり得ること、ほかに本件熱傷の原因となり得る事由は見当たらないことなどの諸事情が認められ、これらを総合考慮すれば、本件熱傷は、本件時間帯において、本件携帯電話が低温熱傷をもたらす程度に異常発熱したために生じたもの(本件熱傷が本件携帯電話に起因すること)と推認することができる。

製造物責任法の趣旨、本件で問題とされる製造物である携帯電話機の特性及びその通常予見される使用形態からして、製造物責任を追及するXとしては、本件携帯電話について通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りるというべきであり、それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではないと解すべきである。すなわち、本件では、欠陥の箇所、欠陥を生じた原因、その科学的機序についてはいまだ解明されないものであっても、本件携帯電話が本件熱傷の発生源であり、本件携帯電話が通常予定される方法により使用されていた間に本件熱傷が生じたことさえ、Xが立証すれば、携帯電話機使用中に使用者に熱傷を負わせるような携帯電話機は、通信手段として通常有すべき安全性を欠いており、明らかに欠陥があるということが出来るから、欠陥に関する具体化の

要請も十分に満たすものといえる。

本件では、携帯電話は、無線通信を利用した電話機端末（携帯電話機）を携帯する形の移動型の電気通信システムのことをいい、その特性から、携帯電話機を衣服等に収納した上、身辺において所持しつつ移動でき、至る所で、居ながらにして電気通信システムを利用できることにその利便性や利用価値があるのであるから、これをズボンのポケットに収納することは当然通常の利用方法であるし、本件のようにその状態のままコタツで暖を取ることも、その通常予想される使用形態というべきである。

Xは、本件携帯電話をズボンのポケット内に収納して携帯するという、携帯電話機の性質上、通常の方法で使用していたにもかかわらず、その温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する事象が発生し、これにより本件熱傷という被害を被ったのであるから、本件携帯電話は、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いているといわざるを得ず、本件携帯電話には、携帯使用中に温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する（異常発熱する）という設計上又は製造上の欠陥があることが認められる。

ii 東京高判平成25年2月13日（判時2208号46頁、ヘリコプターエンジン停止墜落事件）

[事案の概要]

前掲3の（参考2）記載のとおり。

[争点]

本件事故機を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証として足りるか。

[裁判所による判断の概要]

「欠陥」の意義（法第2条第2項）、法の趣旨が被害者保護にあることなどに照らすと、原告は「欠陥」の存在を主張、立証するために当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張、立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではない。

本件事故機は、通常どおり飛行をしていたにもかかわらず、突如、本件エンジンが停止又はこれに近い状態になって着陸したのであり、このような事故の発生は通常予想できないことに加え、本件エンジンが停止等するに至ったのは本件コンピュータ・アセンブリ内の本件サファイアの脱落が原因であると判明しており、「欠陥」部位や態様等も特定されているから、本件エンジンには欠陥があると認められる。

5 「これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる」

本条の効果として、製造業者等の被害者に対する損害賠償責任が発生する。

損害は、民法では「金銭をもってその額を定める」のが原則とされており（民法第417条、第722条）、本法においてもこれに従っている（第6条）。損害賠償の範囲及び損害額の算定方法については、一般不法行為の場合と同一である。

6 損害賠償の範囲

(1) 序説

不法行為による損害賠償の範囲については、判例は、債務不履行による損害賠償に関する民法第416条の規定を類推適用するという考え方を採用しており、実務上も、この判例理論を受けて、こ

の考え方に従った処理が行われている。民法第416条の規定の考え方の基本は、個々の事案ごとに、被害者の被った損害が通常損害（通常生ずべき損害）であるか特別損害（特別の事情によって生じた損害）であるかを検討し、通常損害に該当する場合には当然に賠償の範囲となり、特別損害に該当する場合には、その損害の発生について予見すべきであったかどうかを判断し、予見すべきであったときに賠償を認めるというものである。

製造物責任は、責任原因を「過失」から「欠陥」に変更するものであるが、その本質は不法行為責任であって、我が国の従来の過失責任に基づく損害賠償の範囲に関する判例・実務に即して立法化したものであるから、製造物責任についてのみ不法行為における損害論の一般論を変更すべき段階の理由はなく、民法第416条の規定の類推適用によって処理するのが相当である。

(2) 「ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。」

拡大損害が発生していない場合の製造物自体の損害は、損害賠償の対象としていない。

製造物責任制度は、製造物が通常有すべき安全性を欠いていたため、その危険の発現によって他人の「生命・身体・財産」に対する拡大損害が生じた場合に損害賠償責任を認めようとするものであり、そこにいう「財産」には、当該製造物を含まないとする趣旨である。このような考え方は、歴史的には拡大損害の填補を目的として生成発展してきた製造物責任の沿革的性質にも沿うものであり、製造物責任と債務不履行責任との性質の差異（外に向けての事故発生危険性を本質とする「欠陥」とこのような危険性を要件としない「債務不履行」との概念・範囲の差異）に基づく制度の機能分担の在り方として合理性のあるものと考えられる。

仮に、拡大損害が発生しておらず、当該製品の欠陥によって生じた損害がその製品自体のみにとどまる場合には、欠陥ある製品自体の損害と、欠陥には至らないが品質に関する契約不適合があるにすぎない場合との区別が事実上微妙で困難な場合が多いことから、品質に関する契約不適合についての不当なクレームによる濫用のおそれがあり、これを排除するという政策的な観点からも、前述のような考え方をとることに重要な意義がある。

ただし一旦拡大損害が発生した場合には、仮に拡大損害は欠陥責任により、欠陥製品自体の損害は契約責任等により処理するということになることになると、請求の相手方、主張・証明の対象となる責任要件等がそれぞれ異なることとなり、被害者の負担が過大になるおそれがある。この場合には、不法行為制度の基本原則に従い、製造物自体の損害も賠償の対象とすることとしたものである。

(3) 精神的損害

従前の判例実務に従って精神的損害も当然に損害賠償の対象に含まれる。

また、我が国の不法行為法の下においては、妥当な損害賠償を実現するために慰謝料が重要な役割を果たしているが、製造物責任においても慰謝料はこうした従前の判例実務に従って認められると考えられる。

(4) 逸失利益

逸失利益が賠償の対象となるか否かについても相当因果関係の法理によって判断され、合理的な範囲で認定されることになる。

(5) 事業用の財産に生じた損害

製品事故の被害の対象が事業用財産であった場合にも、現行の不法行為に基づく損害賠償の場合と異なった取扱いをすべき合理的根拠は見出し難い。したがって、過失責任に代えて欠陥責任が導入されたが、相当因果関係によって画される範囲内で、事業用財産に生じた損害も賠償の対象となる。

7 債務不履行責任との関係

(1) 契約不適合責任（債務不履行責任）

欠陥がある製造物の供給が「債務の本旨に従った履行をしない」ことに当たるときは、当該欠陥がある製造物を供給した者は、それにより被害者に生じた損害を賠償する責めに任ずる（債務不履行責任につき民法第415条、契約不適合責任につき同第564条）。

（2）製造物責任との関係

製造物の欠陥から生じた損害について債務不履行責任が認められる場合には、同責任と製造物責任が併存することとなる。したがって、被害者としては製造物責任に基づき製造業者等に対し損害賠償を求めるか、債務不履行責任に基づき販売業者に対し損害賠償を求めることのいずれかを選択的に行使できる。ただし、本法では、損害が欠陥ある製造物自体にとどまる場合には、製造物責任の対象としないこととしているので、このような場合は被害者は債務不履行責任のみを追及し得ることとなる。

8 行政上の安全規制と製造物責任

製品安全規制への適合・不適合は、前述のとおり、欠陥判断における重要な考慮事情の1つとはされるものの、安全規制への適合・不適合をもって即民事責任の有無の判定基準にはなり得ないと解されている。

なお、国等の定める規制に従って製品を製造したことによって欠陥が生じた場合には、国家賠償法第1条の適用が問題になり、公務員の「故意又は過失によって違法に」損害を与えたとみなされるときには、国等は賠償責任を負うこととなる。

（参考条文）国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
2 <略>

9 免責額・責任限度額

製造物責任において、一定の金額以下の損害について製造業者等の責任を免除することについては、①一定金額以内の賠償を免責とする制度を導入していない我が国において、全製造物について共通する免責額を適切に定めることは困難であるし、従来の不法行為制度とも整合性を有しないものと考えられること、②我が国の訴訟の実態、訴訟に要する費用等の事情からみると、そもそも少額の事件について濫訴を誘発するおそれはないと考えられること、③少額事件につき免責を認めると過失責任で処理されることになり、紛争の迅速な解決が図れなくなるおそれがあることなどから、そのような免責額制度は採用していない。

責任限度額、すなわち賠償額の最高限度を法定することについては、（i）製品により生じる被害の内容と程度は製品により千差万別であり、全ての製品のリスクに対応するような限度額を統一的に設定することは事実上不可能であること、（ii）最高額が法定されると、最初に賠償を受けた被害者は被害の賠償を受けることができるが、後の被害者は賠償を受けることができなくなるとの被害者間の不公平の問題が生じること、（iii）我が国では、ドイツのように過失を要件とせず責任を課す場合には責任限度額を設けるという伝統がないこと等の問題があることから、これも採用していない。

10 懲罰的賠償

懲罰的賠償制度は、一定の要件の下で賠償義務者に対し、現実生じた損害の範囲を超える金銭等の支払を命ずることを認める制度である。本法制定における過程では懲罰的賠償を認めるべきであるとの主張もなされたが、このような制度は、被害者に生じた損害を填補するという損害賠償制

度本来の目的とは異なるものである。新たに、このような法的制裁制度ともいべき制度を導入することは、適当ではないと考えられることからこれを採用していない。

なお、米国においては、懲罰的賠償が認められているが、これにより、損害賠償額の高騰を招き、いわゆる「製造物責任危機」を招来する一因になったといわれている。

(参考6) 懲罰的賠償について判断した裁判例

i 横浜地判平成18年4月18日(裁判所ウェブサイト、トレーラータイヤ直撃死亡事件)

[事案の概要]

走行中の大型トラクタ(トレーラー)から脱落した車輪が歩行中の主婦に当たり死亡したため、主婦の母が、本件事故車両の製造会社に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。

[争点]

製造物責任に基づく損害賠償における制裁的慰謝料の認容可能性。

[裁判所による判断の概要]

本件では、損害の項目として①従来型慰謝料、②制裁的慰謝料、③弁護士費用、の3種に分けて請求を行っているところ、①と③については一部認容しつつ、②については、民事訴訟における損害賠償の目的は発生した損害の補償であり、事実上慰謝料の効果として制裁的機能や抑制的機能が認められることが否定されるわけではないにしても、処罰を目的とする制裁的慰謝料を認めることは我が国のそもそもの法制と調和しないし、現在において制裁的慰謝料の概念が成熟した裁判規範として受容されているとも認め難く、制裁的慰謝料を課すことは認められないとした。

ii 東京高判平成15年10月30日(外国製高級車発火炎上事件)

[事案の概要]

リコール2回を含む8回の修理を受けた外国製高級普通車のエンジンルーム内から火災が発生し廃車となった事故に関し、同車の運転者(X)等が、同車を輸入した自動車輸入会社(Y)に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。

[争点]

製造物責任に基づく損害賠償における制裁的慰謝料の認容可能性。

[裁判所による判断の概要]

Xは、Yらの過失の重大性、本件事故後のYらのXに対する不誠実な態度、本件事故と同種の事故が発生している事情等を考慮すれば、Yらに対して制裁的な損害賠償責任を課すべきであり、そのような制裁的な意味を含めて、慰謝料請求が認められるべきと主張する。

しかし、我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補って、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり(最大判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁参照)、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない(最二小判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁参照)から、Yらに対して制裁的な損害賠償責任を課すべきであるとする主張は採用できない。